

# 愛媛県立松山北高等学校 部活動に関する基本方針

第1条 部活動は、文武心の三道三立を目指し、個性の伸長、情操の陶冶、協調性の涵養等、人間形成を目的とした活動であることを基本とする。

第2条 部活動は節度を持って合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこととする。なお、活動時間や休養日等については、次のことを遵守する。

## (1) 活動時間について

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（土曜日及び日曜日等を含む）では3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うことを基本とする。ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、年単位における活動時間を目安とし、年間を通じた1日の平均活動時間が、平日では2時間程度、学校の休業日では3時間程度となるように計画・実施する。

なお、大会等を控えている時期については、校長の許可を得て、活動時間を延長することができる。

## (2) 休養日について

週当たり2日以上（平日1日、休日1日）の休養日を設けることを基本とする。ただし、活動する施設や部員数等、各部の活動環境が異なることから、年単位における休養日を目安とし、年間を通じた平均休養日が、週当たり2日以上となるように計画・実施する。

なお、大会等を控えている時期については、校長の許可を得て、休養日に活動することができる。

## (3) 長期休業中の活動について

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。ただし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けるよう努めるものとする。

第3条 定期考査の発表中の部活動は、原則として禁止する。考査中は1時間程度の活動とする。ただし、考査終了日から2週間以内に公式試合がある場合や強化練習等で練習時間が必要な場合は、校長の許可を得て活動することができる。

第4条 下校時刻は、原則、3月から10月までは19時10分とし、11月から2月までは18時40分とする。ただし、2週間以内に公式試合がある場合や強化練習等で練習時間が必要な場合は、校長の許可を得て、練習時間を延長することができる。

第5条 熱中症予防の観点から、気象庁の高温注意情報や環境庁の暑さ指数等情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。また、合宿の初日、休み明け、気温が上昇した日の練習は、選手の体調などを考慮し、暑さに体が慣れるまで、練習内容を考慮する。